土地収用法における主要手続図

事前説明会の開催（起業者）

事業認定手続

事業認定の申請（起業者→事業認定庁）

事業認定申請書の公告・縦覧
（起業地の存する市町村で２週間）

公聴会の開催
（事業認定庁が主宰）

審査
（事業認定庁）

第三者機関の意見聴取
（事業認定庁→第三者機関）

（必要に応じ）

事業認定の告示（事業認定庁）

土地調書・物権調書の作成（起業者）
裁決申請書の作成（起業者）

収用委員会手続

裁決の申請（起業者→収用委員会）

裁決申請書の縦覧（地元市町村で２週間）

裁決手続開始の決定・裁決手続開始の登記

収用委員会審理

権利取得裁決・明渡裁決
（収用委員会→起業者・土地所有者等）

補償金の支払い（起業者→土地所有者等）
権利取得・明渡し（土地所有者等→起業者）

代行（市町村長）・代執行（都道府県知事）